

経済産業大臣

菅原 一秀 殿

令和元年 台風19号被害にかかる  
早期復旧・復興に向けた支援策に関する要望

令和元年10月24日

福島県商工会連合会

会長 轡田 倉治

令和元年10月に発生した台風19号により、福島県全域の河川が氾濫し、地盤がゆるみ、床上浸水や土砂崩れなどにより、県内企業に大きな被害をもたらしました。

特に、地域経済を支え地域コミュニティの維持には必要不可欠である中小・小規模事業者においては、経営資源が少なく、経営の存続危機に陥っているものもあります。

非常事態における国の政策と位置づけられ、以下の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

## 1 地域経済の安定と豊かな住民環境を守る中小小規模事業者への支援

### (1) グループ補助金・災害対策ものづくり補助金・災害対策持続化補助金・その他支援補助金創設等の十分な予算確保

県内被災中小企業・小規模事業者の設備復旧・新規設備導入に対する助成制度について、十分な予算確保をお願いしたい。また、以下について運用面の配慮を行っていただきたい。

- ① 提出書類等、手続きの簡素化
- ② 余裕を持った募集期間及び事業実施期間の設定
- ③ グループ補助金においては、事業規模や地域性を鑑みたグループ規模や編成理由の容認
- ④ 復旧のための機械・設備等リース料を負担軽減できる補助金の創設
- ⑤ 経営資源の少ない小規模事業者への政策である持続化補助金については、被災の為の利用内容の拡充や補助率のアップなど、寛大な措置の設定
- ⑥ 損害保険金受領による控除をしない

### (2) 東日本大震災との二重被災者への配慮

県内外には、東日本大震災により地震被害を被り、又は避難し帰還できずに避難先で営業を再開し、今回の台風19号の被害を受けた、中小・小規模事業者も多くおります。

つきましては、経済面や身心面でも大きなダメージを受けている、当該事業者について、補助制度や融資制度における特段の配慮をお願いしたい。

- ① 過去の融資制度を受けている場合の返済猶予措置
- ② 新たな融資制度についての利子負担の軽減と元金等返済の据置措置
- ③ 新たな補助金等の制度に関する優遇措置
- ④ その他、二重被災者の負担軽減に関する政策

### (3) 過去の補助事業を利用し被害を受けた者への配慮

ものづくり補助金、持続化補助金、消費税率対策補助金（レジ補助金）、グループ補助金、その他震災関連を含む補助事業等を利用し、機械設備や店舗改装等を行ったり、現在補助メニューを実行している事業所の中には、台風19号の被害を受け、せっかく補助事業で活用してきた設備等を廃棄せざる負えないケースが出ている。

事業者は、自社の経営計画が審査機関に認められ補助金による弾みをつけ、やる気を持って経営にあたっていたところ、今回の甚大なる被害に逢い、その落胆の大きさは計り知れないところがある。

については、以下について、十分な配慮を願いたい。

- ① 過去の補助金等により取得した器具備品が、台風被害により使用不可能となり廃棄することについて、特に補助金の返還等は求めない措置。
- ② 床上浸水により、流されてしまった器具備品も多いため、簡素な申請により廃棄を認めること。
- ③ 設備復旧・新規設備導入に対する各種助成制度を利用する場合、過去に補助金で取得した同等品への利用も認めること。
- ④ 消費税率対策補助金（レジ補助金）にてレジを取得したものの床上浸水の被害で使えなくなってしまった場合などに配慮した、復旧型の救済措置特別レジ補助金の創設

### (4) 甚大な被害を受けた、商店街機能に対する復旧の配慮

今回の台風被害については、川沿いに商店街が存在するケースがあり、商店街機能が大きく損傷しております。

地域コミュニティ機能の維持のため、商店街機能の復旧型補助事業の創設をお願いしたい。

- ① 商店街に位置する憩いのスペース、街路灯や商店街案内板、共同駐車場等に関する復旧型補助金の創設

## (5) 早期事業再開のための災害復旧支援

床上浸水の被害が多く、店舗や事務所などの建物は、中の什器備品をすべて外へ運び出してから清掃作業を行わなければならない、また、廃棄するゴミの大きさや量もかなりのものになっております。

また、浸水地域は、車両も水に浸かり使えないことから、廃棄場所へ移動させることにも大変苦労しております。

つきましては、復旧のための機械や車両、人員の確保について、特段のご配慮をお願いします。

- ① ショベルカー（バックホー）、軽トラック、高圧洗浄機、消毒機器など、復旧作業に役立つ機器の無償貸し出し。又は、レンタル費用の助成。
- ② 復興ボランティアの拡大とスムーズな運用。
- ③ 各地で問題となっている、災害ゴミ処理の早期解決。

## (6) 地域生活や経営環境の復旧への早急な対応と災害対策への強化

電気ガス水道などのライフラインや道路等の復旧について、特段のご配慮をお願いします。

- ① 現在、断水により営業ができない事業所がある為、いわき浄水場の早期復旧。及び、営業不能事業所への支援。
- ② 県内各所の堤防、護岸工事の早期完成。
- ③ 今回のような大型台風等による河川氾濫や土砂災害を防ぐ、防災対策工事の更なる強化。

## (7) 台風被害地域の商工会に対する人的支援

今回台風により、1ヶ所の商工会と県連広域指導センターが床上浸水と車両水没の被害に遭いました。また、中通りや浜通りの商工会地区を中心に甚大な床上浸水等に遭いました。

今後、事業者支援を強力に推し進めていくためにも、これらの被害に対する特段のご配慮と、人的支援体制をお願いいたします。

- ① 直接、建物・器具備品等の損害を受けた商工会に対する、商工会館復旧補助金等の支援。
- ② 上記、及び地域商工業者が大きな被害を受けた商工会に対する経営支援体制の強化（復興支援員などの配置）。

## (8) 資金繰りや融資関係の支援

甚大な被害を受けた事業主などは、今回の被害に大きく落胆し、廃業を決意する方もあると思われます。特に、高齢化している地域事業者などは、そういった考えに陥りやすく、まだ災害復旧が出来ていない段階では、希望が持てなくなっている方も多いと思われます。

については、今までの借入金返済や、これから頑張ろうとする事業者の資金繰りに対して、十分な金融緩和措置をお願いします。

- ① 災害マル経制度の創設
- ② 被害を受けた事業者の返済元金猶予制度
- ③ 制度資金による、過去の借入金のリスケジューリング制度の創設



## 福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま 9F）  
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413